

◆学校法人会計の特徴

国や地方公共団体から補助金を交付される学校法人は、文部科学省令に定められた学校法人会計基準に基づき、会計処理を行うこととなっています。私立学校法により以下の計算関係書類等の作成が義務付けられており、それらの計算関係書類等は公認会計士又は監査法人の会計監査報告書、監事の監査報告書を添付しなければならないことが規定されています。

・計算関係書類

①貸借対照表

年度末における1.資産、2.負債、3.純資産の残高を示すものです。

②事業活動収支計算書

当該年度の1.教育活動、2.教育活動以外の経常的な活動、3.1、2以外の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該年度の基本金組入額を除き、収支の均衡状態を明らかにします。企業会計の損益計算書に相当します。

③資金収支計算書

当該年度に行った諸活動に対応するすべての収入・支出の内容、並びに支払資金(現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金)のてん末を勘定科目別に集計したものです。

④活動区分資金収支計算書

資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算額を1.教育活動、2.施設設備取得・売却これらに類する活動、3.財務活動その他1、2以外の活動に区分して作成するものです。企業会計のキャッシュフロー計算書に相当します。

⑤注記事項

セグメント情報のほか、引当金の計上基準や重要な会計方針を示すものです。

⑥附属明細表

固定資産明細書、借入金明細書、基本金明細書

⑦財産目録

学校法人が所有しているすべての資産を示すものです。

◆学校法人会計基準改正の趣旨・目的

外的要因（ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置づけられた）、内的要因（少子化による経営環境の深刻化から各学校法人が自らの経営状況を客観的に分析し、持続可能な教育研究活動を維持することが不可欠）を背景に、令和5年5月8日成立（令和7年4月1日施行）の「改正私立学校法」およびそれに伴う「学校法人会計基準の一部改正」により、学校法人の経営・財務状態の透明性を飛躍的に高め、社会への説明責任を徹底する趣旨の下、令和7年度(2025年度)より新制度・新基準が全面適用されることとなりました。

◆今までの計算書類との違い

現行(旧基準)	改正後(新基準)主な変更点
資金収支計算書	継続(様式等の微修正あり)
活動区分資金収支計算書	廃止(注記の「セグメント情報」として吸収・再編)
事業活動収支計算書	企業会計と同様に、発生要件を満たす負債性引当金(特に「賞与引当金」)の計上を明確化・義務化)
貸借対照表	負債の部に賞与引当金等が追加
固定資産明細表	名称変更(表→書)、開示対象としての位置づけが明確化。
借入金明細表	名称変更(表→書)、開示対象としての位置づけが明確化。
基本金明細表	名称変更(表→書)、開示対象としての位置づけが明確化。
財産目録	作成基準、名称、数量、金額等を示した標準的な様式が新会計基準内で明示的に規定された。
計算書類の注記(任意・一部義務)	「注記事項」を計算書類の末尾に一括記載することが明確化。

◆企業会計との違い

	【学校法人会計】	【企業会計】
目的	教育・研究活動 (収支均衡)	利益獲得 (事業投資や株主配当)
会計処理規則	学校法人会計基準	企業会計原則
一般原則	真实性の原則	真实性の原則
	複式簿記の原則	正規の簿記の原則
	—	資本取引、損益取引区別の原則
	明瞭性の原則	明瞭性の原則 (適切開示の原則)
	継続性の原則	継続性の原則
	—	保守主義の原則
	—	単一性の原則
作成書類	資金収支計算書 (活動区分資金収支計算書)	キャッシュフロー計算書
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表